

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年11月14日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

平成31年1月29日から〇〇に居場所を設けている。生活保護受給管轄移管を2月から申請している。生活も飲食も出来てなく、〇〇の個人経営宿泊施設で寝ている。病気のため毎日公衆トイレで5～6時間以上過ごし、夜は〇〇の借り施設で寝ている。このため、臨時宿泊施設の提供、転宅支援金、治療回復支援、平成31年3月分から令和元年6月分の生活保護生活費と個人経営簡易宿泊施設費用の緊急支給を申請する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年12月20日	諮問
令和2年1月28日	審議（第41回第4部会）
令和2年2月18日	審議（第42回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法19条1項によれば、保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者及び居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものに対して、保護を決定し、かつ、実施しなければならないものとされている。

したがって、保護の実施機関は、被保護者がその管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有すると認められない場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される（平成16年3月18日大阪地方裁判所判決（判例地方自治264号91頁参照））。

- (2) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており、被保護者に届出の義務を課している。

- (3) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）によれば、「失踪とは『行方をくらますこと』であり、生活保護の実施機関と被保護者との関係で言えば、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることである。居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法第19条第1項第2号に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護を廃止する。したがって、事前に行先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合などは、失踪には当たらない。このような場合は、最低1週間は保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めることに努める必要がある。実施機関が努力を尽くしても本人が来所しなかった場合は、管内の現在地を有しなくなったことを理由に保護を廃止することも止むを得ない。また、ある時点から連絡が取れなくなった場合は、その時点で失踪となる。」とされている（問2-6の回答1）。

なお、運用事例集における上記取扱いは、法の解釈・運用として合理的なものと認められる。

- 2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

請求人は、〇〇退所後の居所を、施設長にも担当職員にも明らかにせず、平成30年11月2日に〇〇を退所したため、処分庁は、その後、請求人が生活相談をしに訪れた〇〇福祉事務所及び〇〇福祉事務所の各担当者に協力を要請して、請求人に福祉事務所へ連絡するよう催促したが、請求人からの連絡はなかったことが認められる。また、処分庁は、同年11月分の保護費の支払方法を窓口払いに変更し、請求人と接触する機会を設けたが、請求人が福祉事務所に来所することはなく、請求人が携帯電話を所持していなかったため、担当職員から請求人に連絡をすることもできなかったことが認められる。

そうすると、担当職員は、可能な限り請求人の居所の把握に努め、

請求人に福祉事務所へ来所してもらおうべく努力をしたが、請求人に連絡が取れないといった状態が、平成30年11月14日の時点において12日間継続していたことからすれば、処分庁が請求人について福祉事務所の所管区域内に居住地又は現在地を有するものとは認められないと判断したことは相当であって、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、前記第3のとおり、臨時宿泊施設の提供、転宅支援金、治療回復支援、平成31年3月分から令和元年6月分の生活保護生活費、個人経営簡易宿泊施設費用の緊急支給を要望している。

しかし、本件は、保護廃止決定処分についての審査請求であり、上記請求人が要望するような緊急支給については、別途、保護の実施機関に申請すべきものであり、本件審査請求の対象とすることができないものである。

そして、本件処分が、法令等の規定に従ってなされた適法なものであることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美